

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部振興局 まちづくり推進課
委託業務番号	令和4年度 長北ま委第 10 号
委託業務名称	木之本宿まちなか再生事業委託
委託業務場所	長浜市木之本町
業務の概要	(1)木之本宿まちなか再生事業 ①まちなかの空き家・空き店舗等の実態調査 ②空き家バンクの整備・運営 ③空き家・空き店舗利活用のコンサルティング ④移住定住の相談窓口の運営 ⑤移住定住促進団体および関連団体との連携 ⑥移住者・地域住民の交流の場づくり ⑦移住定住促進に貢献するまちなかイベントの開催 ⑧短期的空き家・空き店舗等利活用事業 (2)北国街道木之本宿にぎわい創出事業 ①街道の魅力発信交流イベント ②おもてなし休憩処 ③まちカフェ&ギャラリー
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	8,892,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1118番地 [商号又は名称] K-ZOHN運営協議会
契約相手方の選定理由	契約相手方は地元の商店街連盟や商工会等で構成された地域振興を目的とする団体で、地域の事情に精通し、拠点となるきのと交遊館の指定管理者としても地域活性化に貢献し、地域の信頼を得ている。このことから、市民との絆や信頼を構築した上で協働による地域活性化事業を推進できる唯一の団体として選定した。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2)不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8)競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9)落札者が契約を締結しないとき。</p>